

鹿 児 島 県 公 報

平成27年9月18日（金）第3146号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更（2件） (農地整備課取扱い) 2
- 道路の区域の変更（3件） (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3

公 告

- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告 (農産園芸課取扱い) 4
- 選挙管理委員会告示
- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※） (選挙管理委員会取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第847号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成27年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8487	平成27年 9月11日	映 画	濡れた人妻秘書 肉体妄想	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8488			喪服妻の誘い尻	新日本映像		
8489			女教師 秘密の放課後	オービー映画		
8490			熟女売ります	新東宝映画		
8491			恥知らず 不倫依存症の妻	新日本映像		
8492			熟女ラーメン おつゆは熱々	オービー映画		
8493			家政婦のカラダ 押し倒したい	新東宝映画		
8494			セールスレディ 肉体勧誘	新東宝映画		
8495			いんらんな女神たち 目覚め	オービー映画		

鹿児島県告示第848号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成27年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25082	平成27年	雑 誌	コミックアムール	サン・メデ	全 部	著しく青

	9月11日	10月号	03801-10	イアレップ	少年の性的 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25083		恋愛天国パラダイス		竹書房	
		10月号	09675-10		
25084		恋愛宣言PINKY		秋水社	
		vol.32	15166-10		
25085		D a r i a		フロンティ	
		10月号	05839-10	アワークス	
25086		アクションピザッツスペシャル		双葉社	
		10月号	11420-10		

鹿児島県告示第849号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成27年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
新里 友美	びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番1	脳神経外科	平成27年 9月8日
永嶋 智成	公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22	内科	平成27年 9月8日
中西 庸夫	公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22	内科	平成27年 9月8日

鹿児島県告示第850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）あいら地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年9月24日から同年10月22日まで
- 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営用排水施設整備（旧：中山間地域総合農地防災）（農業用排水施設整備及び農用地保全）平尾地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間

平成27年9月24日から同年10月22日まで

3 縦覧場所

長島町役場耕地課

鹿児島県告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年9月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	野間十三番西之表線	熊毛郡中種子町納官字赤坂3449番1地先から3459番1地先まで	前	5.2～31.6	345.0
			前	9.4～24.2	321.5
			後	9.4～24.2	321.5

鹿児島県告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年9月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字平松13478番1地先から同町野間字妙カ迫13533番6地先まで	前	18.0～52.3	140.0
			後	18.0～45.4	140.0

鹿児島県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年9月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市坊津町久志字平尾2076番1地先から同市坊津町久志字赤迫1953番1地先まで	前	5.6～18.2	229.1
			後	9.2～33.4	225.0

鹿児島県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年 9 月 18 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市坊津町久志字平尾2076番1地先から1988番1地先まで	平成27年 9月18日

公 告

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成27年 9 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
フラワーパークかごしま（以下「フラワーパーク」という。）
- 2 公の施設の所在地
指宿市山川岡児ヶ水1611番地
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) フラワーパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) フラワーパークの利用に係る料金に関する業務
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、フラワーパークの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成27年 6 月 16 日鹿児島県選挙管理委員会告示第26号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成27年 9 月 18 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27, 398
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求	271, 235

の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148,482
	鹿屋市・垂水市区 32,488
	枕崎市区 6,337
	阿久根市・出水郡区 9,245
	出水市区 14,727
	指宿市区 11,953
	西之表市・熊毛郡区 12,065
	薩摩川内市区 26,315
	日置市区 13,666
	曾於市区 10,905
	霧島市・始良郡区 36,555
	いちき串木野市区 8,169
	南さつま市区 10,085
	志布志市・曾於郡区 12,846
	奄美市区 13,714
	南九州市区 10,495
伊佐市区 7,868	
始良市区 20,516	
薩摩郡区 6,404	
肝属郡区 11,263	
大島郡区 17,387	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,235
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	